

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年7月7日(2011.7.7)

【公表番号】特表2010-528038(P2010-528038A)

【公表日】平成22年8月19日(2010.8.19)

【年通号数】公開・登録公報2010-033

【出願番号】特願2010-509526(P2010-509526)

【国際特許分類】

C 0 7 D 471/04	(2006.01)
A 6 1 P 43/00	(2006.01)
A 6 1 P 37/02	(2006.01)
A 6 1 P 29/00	(2006.01)
A 6 1 P 25/00	(2006.01)
A 6 1 P 37/06	(2006.01)
A 6 1 P 9/10	(2006.01)
A 6 1 P 17/00	(2006.01)
A 6 1 P 17/08	(2006.01)
A 6 1 P 37/08	(2006.01)
A 6 1 P 9/00	(2006.01)
A 6 1 P 11/06	(2006.01)
A 6 1 P 25/28	(2006.01)
A 6 1 P 25/16	(2006.01)
A 6 1 P 17/06	(2006.01)
A 6 1 P 19/02	(2006.01)
A 6 1 K 45/00	(2006.01)
A 6 1 K 31/437	(2006.01)

【F I】

C 0 7 D 471/04	1 0 6 C
C 0 7 D 471/04	C S P
A 6 1 P 43/00	1 1 1
A 6 1 P 37/02	
A 6 1 P 29/00	1 0 1
A 6 1 P 25/00	
A 6 1 P 37/06	
A 6 1 P 9/10	
A 6 1 P 17/00	
A 6 1 P 17/08	
A 6 1 P 37/08	
A 6 1 P 9/00	
A 6 1 P 11/06	
A 6 1 P 25/28	
A 6 1 P 25/16	
A 6 1 P 17/06	
A 6 1 P 19/02	
A 6 1 P 29/00	
A 6 1 K 45/00	
A 6 1 K 31/437	

【手続補正書】

【提出日】平成23年5月18日(2011.5.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

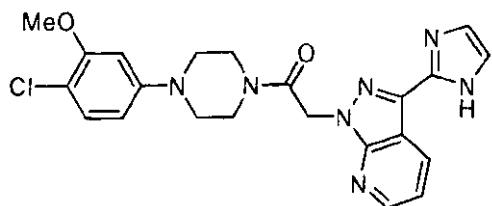
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式

【化1】



を有する化合物、又はその医薬的に許容可能な塩、水和物又はN-酸化物。

【請求項2】

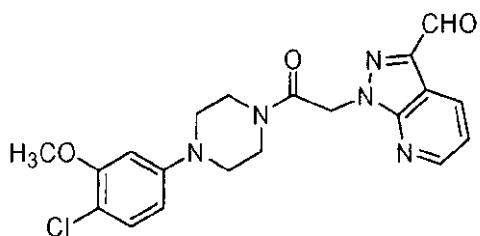
請求項1の化合物とともに、医薬的に許容可能な賦形剤又は担体を含んでなる、医薬組成物。

【請求項3】

請求項1の化合物を調製する方法であって、

(a) 式

【化2】



を有する化合物を、イミダゾール形成試薬と、請求項1の化合物を形成するのに十分な条件下で接触させるステップ、
を含んでなる方法。

【請求項4】

前記イミダゾール形成試薬が、グリオキサール又はグリオキサール及び同等物からなる群から選択される、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

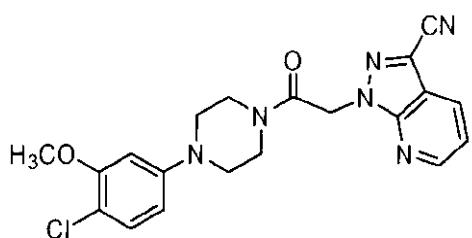
前記イミダゾール形成試薬がグリオキサールであるとともに、前記接触は酢酸アンモニウムの存在下で行われる、請求項3に記載の方法。

【請求項6】

請求項1の化合物を調製する方法であって、

(a) 式

【化3】



を有する化合物を、エチレンジアミンと接触させ、イミダゾリン物質を形成させるステップ、；及び

(b) イミダゾリン物質を酸化し、請求項1の化合物を形成させるステップ、
を含んでなる方法。

【請求項7】

前記酸化を、 KMnO_4 、 MnO_2 、 PhI(OAc)_2 、 Swern 試薬及びDess-Martinペルヨージナンからなる群から選択される試薬で実施する、請求項6に記載の方法。

【請求項8】

請求項1の化合物の治療有効量、及び医薬的に許容可能な賦形剤又は担体を含んでなる、CCR1-介在型疾患又は症状の治療用医薬組成物。

【請求項9】

前記CCR-1介在型疾患又は症状が炎症症状である、請求項8に記載の医薬組成物。

【請求項10】

前記CCR-1介在型疾患又は症状が免疫調節性疾患である、請求項8に記載の医薬組成物。

【請求項11】

前記CCR-1介在型疾患又は症状が、リウマチ様関節炎、多発性硬化症、移植拒絶、再狭窄、皮膚炎、湿疹、じんま疹、脈管炎、炎症性腸疾患、食物アレルギー、喘息、アルツハイマー病、パーキンソン病、乾癬、紅斑性狼瘡、変形性関節炎、脳卒中、再狭窄及び脳脊髄炎からなる群から選択される、請求項8に記載の医薬組成物。

【請求項12】

経口、経直腸、経皮、経舌、経鼻で又は局所的に投与される、請求項8～11のいずれか1項に記載の医薬組成物。

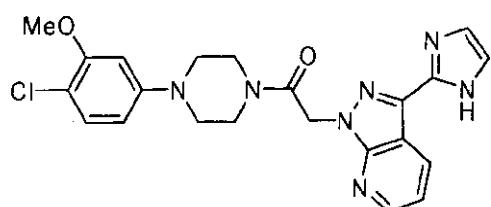
【請求項13】

抗炎症剤、鎮痛剤、抗増殖剤、代謝阻害剤、白血球遊走阻害剤、又は免疫調節剤との組み合わせで投与される、請求項8～12のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項14】

前記化合物が

【化4】



である、請求項8～13のいずれか1項に記載の医薬組成物。